

別紙9-1

1. 貸 付 金 一 覧

一	般	会	計
---	---	---	---

所 管	貸 付 金 名 称	貸 付 先	貸 付 条 件	令和4年度末 残 額 (円)	令和5年度末 残 額 見 込 (千円)	令和6年度予算 貸 付 額 (千円)	令和6年度予算 返 還 額 (千円)	令和6年度予算 利 子 収 入 額 (千円)	令和6年度末 残 額 見 込 (千円)	備 考
教育委員会事務局 総務部学事課	大阪府育英会 事業資金貸付金	(公財)大阪府育英会	貸付期間 事業終了後返還開始	665,000,000	665,000	-	-	-	665,000	
教育委員会事務局 総務部学事課	高等学校等 奨学金貸付金	個人	貸付期間 20 年 高等学校等卒業後、半年間据置き後20年 ※ただし、借受者の申請により、債務の返還の始期に、「20年」から「返還請求を受けた債務の返還期間及び返還免除を受けた債務の返還期間」を控除した年数を限度として延長 (貸付期限 令和25年3月31日) 無利子 ※	354,866,832	346,782	-	7,889	-	338,893	令和4年度末残額のうち、返還期限経過分 (39,154,428円)

(注) 貸付条件欄：貸付条件を過去に変更したものについては※を付記している。

2. 返還計画の変更内容

別紙9-2

所 管	貸 付 金 名 称	貸 付 先	貸 付 条 件 (変 更 前)	貸 付 条 件 (変 更 後)
教育委員会事務局 総務部学事課	高等学校等 奨学金貸付金	個 人	貸付期間 高等学校等 卒業後 半年間据置 き後20年 ※ただし、借受者の申請によ り、債務の返還の始期に、「20 年」から「返還請求を受けた債 務の返還期間及び返還免除を受 けた債務の返還期間」を控除し た年数を限度として延長（延長 後の貸付期限：令和24年3月31 日） 無利子	貸付期間 高等学校等 卒業後 半年間据置 き後20年 ※ただし、借受者の申請によ り、債務の返還の始期に、「20 年」から「返還請求を受けた債 務の返還期間及び返還免除を受 けた債務の返還期間」を控除し た年数を限度として延長（延長 後の貸付期限：令和25年3月31 日） 無利子

変 更 理 由 等

- ・平成22年11月に「大阪市高等学校等奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例」及び関係規則等を施行した。
- ・従来の取扱要領に基づいて返還を免除していた者については、条例に根拠が無く、免除決定が無効であるとされた。
これにより、新条例に基づく手続きが必要となった。
- ・新条例に基づく免除対象とならない者については、過去に遡って返還を求めることとなるため、激変緩和措置として
借受者の申請により返還すべき期限を延長する。
- ・新条例に基づく免除対象となる者については、免除決定が必要であることから、借受者の申請により期限を延長した上で
要綱に定める期間（国基準5年、市基準1年）の返還を免除し、免除期間終了後、再度借受者の申請により、条例に基づき
免除適格性を再審査した上で手続きを行う。

令和4年度末債権残高 1,304件 354,866,832円